

社団法人 日本環境衛生施設工業会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人日本環境衛生施設工業会（英文名 JAPAN ENVIRONMENTAL FACILITIES MANUFACTURERS ASSOCIATION 略称「JEFMA」）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 8 番 4 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、廃棄物処理施設及び公害防止施設（以下「環境衛生施設」という。）に関する情報収集、調査研究等を行うことにより技術の向上を図るとともに、適正な環境衛生施設の普及を図り、もって環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境衛生施設に関する情報の収集及び提供
- (2) 環境衛生施設の設計、製造、建設及び維持管理に関する研究及び指導
- (3) 環境衛生施設に関する普及啓発
- (4) 環境衛生施設に関する内外関係団体との交流及び協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、次の 3 種とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した環境衛生施設の工事設計施工業者（法人に限る。）

(2) 特別会員 本会の目的に賛同して入会した学識経験者

(3) 名誉会員 本会に功勞のあった個人で總會において推薦された者

（入 会）

第 6 条 正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、總會が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第 7 条 正会員は、總會において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退 会）

第 8 条 正会員及び特別会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（会員の資格喪失）

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である法人が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（除 名）

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、總會において、出席した正会員及び特別会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第 11 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第 1 2 条 本会に次の役員を置く。

理 事 20人以上26人以内

監 事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事、13人以内を常任理事とする。

(選任等)

第 1 3 条 役員は、総会において正会員たる法人(その代表者又はその委任を受けた者)及び特別会員の中から選任する。

役員を選任方法については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事の互選によりこれを定める。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第 1 4 条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。会長、副会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

5 常任理事は、常任理事会を構成し、理事会の議決に基づき、本会の業務を分担処理する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は環境大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任 期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、第13条の規定により後任者を選任する。
- 3 役員たる法人の代表者又はその委任を受けた者が欠けたときは、前項の規定にかかわらず理事会の承認を得て当該法人より補充するものとする。
- 4 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報 酬 等)

第16条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員及び特別会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧 問)

第18条 本会に理事会の議決を経て顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会長の求めに応じ、本会の目的達成のため協力するものとする。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ理事会、常任理事会または総会に出席して意見を述

ることができる。

4 顧問には報酬を支払うことができる。

5 顧問の報酬は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 5 章 総 会

(種 別)

第 19 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 20 条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

(権 能)

第 21 条 総会は、この定款で定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第 22 条 通常総会は、毎年 2 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員及び特別会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 23 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員又は特別会員の中から選出する。

(定 足 数)

第25条 総会は、正会員及び特別会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員又は特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員若しくは特別会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員又は特別会員は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員及び特別会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第 6 章 理事会及び常任理事会

(構 成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事(以下「常任理事等」という。)をもって構成する。

(権 能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 常任理事会は次の事項を議決する。

- (1) 理事会の議決により委任された事項
- (2) 緊急に処理すべき事項

3 前項の規定により常任理事会が議決した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

4 常任理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(招 集)

第32条 理事会又は常任理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会又は常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会には、第25条から第28条までの規定を準用する。

2 常任理事会には、第25条から第28条までの規定を準用する。

第 7 章 委員会及び分科会

(種 類)

第 3 5 条 本会に理事会の下に企画運営委員会及び技術委員会を置く。

2 企画運営委員会及び技術委員会の下に、正会員が設計施工する環境衛生施設の分野別に分科会を置く。

3 正会員は、分科会に所属しなければならない。

4 第 2 項のほか、理事会の議決を経て、会長が別に定めるところにより、その他の委員会を置くことができる。

(構 成)

第 3 6 条 企画運営委員会及び技術委員会は、理事会において推薦された正会員に所属し、会長が委嘱した者によって構成する。

2 前条第 2 項に規定する分科会は、正会員が設計施工する環境衛生施設の分野別により区分される正会員に所属する者によって構成する。

3 その他の委員会の構成については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(目的・機能)

第 3 7 条 企画運営委員会は、理事会又は常任理事会の指示を受けて、本会の運営に関する事項について企画、立案を行う。

2 技術委員会は、理事会又は常任理事会の指示を受けて、本会の技術的問題に関する事項について、企画、立案及び総合調整ならびに総合的な調査・研究を行う。

3 分科会は、理事会又は常任理事会及び企画運営委員会又は技術委員会の指示を受け、それぞれの分科会に関係する専門分野の問題について審議検討するとともに、調査・研究を行う。

(運 営)

第 3 8 条 第 3 5 条の会議の運営等に関しては、理事会の議決を経て、会長が別に定めるところによる。

第 8 章 財産及び会計

(財産の構成)

第39条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第40条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した正会員及び特別会員の3分の2以上の議決を経、かつ、環境大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した正会員及び特別会員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に環境大臣に報告しなければならない。

この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第45条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員及び特別会員の3分の2以上の議決を経、かつ、環境大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第46条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において正会員及び特別会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員及び特別会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第49条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員及び特別会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならな

い。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第 1 1 章 補 則

(委 任)

第 5 2 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 本定款は、厚生大臣の認可のあった日（昭和 4 3 年 5 月 2 2 日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及びその任期は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 1 8 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

本定款は、厚生大臣の認可のあった日（昭和 4 7 年 7 月 1 1 日）から施行する。

附 則

本定款は、厚生大臣の認可のあった日（昭和 4 8 年 5 月 2 8 日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣の認可のあった日（昭和51年7月10日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣の認可のあった日（昭和53年8月1日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣の認可のあった日（平成4年8月12日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣の認可のあった日（平成5年3月29日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣の認可のあった日（平成8年3月25日）から施行する。

附 則

この定款は、環境大臣の認可のあった日（平成14年7月26日）から施行する。